

木津川市公共工事に係る前金払等取扱要領

平成24年3月8日

告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、木津川市契約事務規則（平成19年木津川市規則第44号。以下「規則」という。）第45条の規定に基づく前金払又は第45条の2の規定に基づく中間前金払（以下「前金払等」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる公共工事)

第2条 前金払の対象となる公共工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事で、次に掲げるものとする。

(1) 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る土木建築に関する工事（設計、調査及び機械類の製造を除く。以下同じ。）のうち、予定価格が200万円を超えるもの。ただし、単価契約による小修繕工事は除く。

(2) 保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事の設計、調査又は測量のうち、予定価格が100万円を超えるもの。ただし、業務委託料が100万円以下の契約は除く。

(対象となる経費の範囲)

第3条 前金払等の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 土木建築に関する工事にあっては、当該工事の材料費等（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項に規定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」を指す。）に相当する額として必要な経費とする。

(2) 土木建築に関する工事の設計、調査又は測量にあっては、当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の対象となる公共工事)

第4条 中間前金払の対象となる公共工事は、第2条第1号に掲げる工事で、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 規則第45条の規定による前払金を既に支出していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当すること。

(前金払等の割合)

第5条 前払金は、土木建築に関する工事にあっては、請負代金の額の10分の4以内、土木建築に関する工事の設計、調査又は測量にあっては、業務委託料の10分の3以内とする。

2 中間前払金は、請負代金の額の10分の2以内とする。ただし、前払金と中間前払金との合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならない。

(継続費又は債務負担行為に係る特例)

第6条 継続費又は債務負担行為に係る契約においては、当該会計年度における年割額に対応する出来高予定額に対し、前金払等をすることができるものとする。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約を締結した会計年度に翌会計年度分以降の前払金を含めて支払を行うことができるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

2 受注者は、中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第37条は適用しないものとする。ただし、前条に規定する年度を超えて施工する必要のある工事の場合は、各年度末の部分払に限り契約書第37条を適用するものとする。

3 受注者は、部分払の請求（前項ただし書きに規定する場合において部分払を請求するときを除く。）を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、契約書第34条第3項及び第4項は適

用しないものとする。

（中間前金払の認定）

第8条 中間前金払の認定は、中間前払金の支払いを請求しようとする受注者から、中

間前金払認定請求書（別記様式第1号。以下「認定請求書」という。）に契約書第1
1条に基づく工事履行報告書を添えて、発注者に1部提出させるものとする。

2 発注者は、受注者から前項の規定による認定請求書の提出があったときは、当該請
求に係る書類の審査を行い、第4条各号に規定する要件をすべて満たしていることを
確認するものとする。

3 発注者は、受注者から提出された書類の内容等について疑義がある場合には、受注
者に追加資料の提出を求めることができるものとする。

4 発注者は、第2項の規定における審査により中間前金払が妥当と認められるときは、
中間前金払認定調書（別記様式第2号）によって受注者に通知するものとする。

5 発注者は、第2項の規定における審査により中間前金払が妥当と認められないとき
は、中間前金払不認定調書（別記様式第3号）によって受注者に通知するものとする。

6 前2項の規定による認定又は不認定に係る通知は、当該請求を受理した日から7日
以内に行うものとする。ただし、特別な事情があり期間内に通知ができない場合にあ
っては、当該期間を延長することができる。

7 第6条の規定により中間前金払をする場合は、前6項の規定を準用する。この場合
において、第4条第1号中「前払金」とあるのは「当該会計年度の前払金」と、同条
第2号及び同条第3号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間」
と、同条第4号中「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度
における工事」と、同号中「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における出来
高予定額」と読み替えるものとする。

（中間前金払の請求及び支払）

第9条 発注者は、前条第4項による認定を受けた受注者から中間前金払の請求を受け
る場合は、木津川市会計事務規則（平成26年木津川市規則第10号）第75条第3
項の規定を準用する。

2 第6条の規定により中間前払金を支払う場合は、前項の規定を準用する。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この告示は、平成24年4月1日から施行し、施行の日以降に期日を定めて行う入札等における契約から適用する。

附 則（平成26年3月28日告示第26号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月5日告示第101号）

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月15日告示第150号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、施行日前においても契約の手続その他の必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、施行日前においても契約の手続その他の必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

中間前金払認定請求書

木津川市長 宛て

所 在 地

名称又は商号

代表者氏名

下記の工事について、工事請負契約書第34条第4項の規定により、中間前金
払の認定を請求します。

なお、本工事に関し「木津川市公共工事中間前金払制度事務取扱要領」第6条
の特例による場合を除き、部分払の請求はいたしません。

1 工 事 名

2 工 事 番 号

3 工 事 場 所

4 工 期 年 月 日から

年 月 日まで

5 請 負 代 金 額 円

※添付書類 工事履行報告書

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

中間前金払認定調書

様

木津川市長

印

下記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

1 工事名	
2 工事番号	
3 工事場所	
4 工期	年 月 日から
	年 月 日まで
5 請負代金額	円
6 中間前払金額	円

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

中間前金払不認定調書

様

木津川市長

印

下記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定しません。

- | | |
|-----------|---------|
| 1 工事名 | |
| 2 工事番号 | |
| 3 工事場所 | |
| 4 工期 | 年 月 日から |
| | 年 月 日まで |
| 5 請負代金額 | 円 |
| 6 認定しない理由 | |